

財務省告示第四百八十二号 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵 省令第三十号）第五十条第十項の規定に基づき、平 成十六年十月二十九日に発行した利付国債の発行 条件等を次のとおり告示する。	一 名称及び記 利付国庫債券（五年）（第四十 回）	二 発行の根拠 平成十六年度における財政運営 のための公債の発行の特例等に 関する法律（平成十六年法律第 二十二号）第二条第一項及び財 政融資資金特別会計法（昭和二 十一年法律第一百零九号）第十 六条並びに国債整理基金特別 第一項並びに国債整理基金特別 会計法（明治三十九年法律第六 号）第五条第一項及び第五條ノ 用を 受けるものとし、その振替	三 振替法の適 用等	四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格競 争入札発行」という。）、「価格競 争入札」と同時に「競争入札にお いて、価格競争入札において あつて、価格競争入札において 定められた利率をその利率と し、価格競争入札において募集 の決定を受けた各申込みの募集 の格を募入額により加重平均し て得られる価格をその発行価格

五  
方募入  
法入決  
定の

とするもの（以下「非競争入札」という。）による発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に、行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに、応募限度額を定めるもの（以下「国債市場特別参加者」による発行（以下「国債市場特別参加者」非価格競争入札）と

各申込みのうち、応募額を順次割り、各申込みの応募額を案分により、割り当てて、各市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において、各申込みの応募額を割り当てて、

六

イ  
発  
行争額

億円、平成十六年度における、特別行政の運用のたむの法律第二条第一項、例等に関する基本法第三十條、三、五百七十、六、十、万、円、の、額、を、三、十、億、七、百、六、十、万、円、の、額、を、

額面金額で一兆九千七百九十六億円、平成十六年度における、特別行政の運用のたむの法律第二条第一項、例等に関する基本法第三十條、三、五百七十、六、十、万、円、の、額、を、三、十、億、七、百、六、十、万、円、の、額、を、

十 イ	十 一	九	八	八	口	七 イ	八	口
振替	振替	振替	振替	振替	振替	振替	振替	振替
単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位
最	最	最	最	最	最	最	最	最
額	額	額	額	額	額	額	額	額
面	面	面	面	面	面	面	面	面
金	金	金	金	金	金	金	金	金
額	額	額	額	額	額	額	額	額
百	百	百	百	百	百	百	百	百
円	円	円	円	円	円	円	円	円
に	に	に	に	に	に	に	に	に
つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ
き	き	き	き	き	き	き	き	き
九	九	九	九	九	九	九	九	九
十	十	十	十	十	十	十	十	十
九	九	九	九	九	九	九	九	九
円	円	円	円	円	円	円	円	円
八	八	八	八	八	八	八	八	八
額	平	す	の	の	振	五		
面	成	る	記	記	替	万		
金	十	〇	載	載	法	円		
額	六	数	又	又	の			
百	年	倍	は	は	規			
円	十	の	記	記	定			
に	月	金	録	録	に			
つ	二	額	は	は	よ			
き	十	に	最	最	振			
九	九	よ	低	低	替			
十	日	る	額	額	口			
九		も	面	面	座			
円		の	金	金	簿			
八		と						

口

十 十  
三 二

の 経 利	発 競	加 場 び 札 非	入 札
払 過	行 争 非 者 特 国 発 競	入 価 ・ 別 債 行 争	札 発 行
込 利	入 札	格 第 参 市 及 入	行
み 子 率			

十 額 格 十  
五 面 三  
銭 金 銭  
額 以上  
百 円 の  
に つき  
き 九  
十 九  
円 円  
八 八

(一) 年 ○  
募 入 六  
払 込 決 定  
額 の 通  
し た 加  
期 日 金 額  
を 次 の  
第 二 算 者

け 非 と 行 受 競 市 む 十 式 是  
て 価 国 分 け 争 場 も 号 によ  
算 格 債 又 入 者 札 別 と 規 算  
出 競 市 者 非 募 入 者 定 出  
す 争 場 特 格 決 第 だ し 日 金  
る 入 別 競 価 入 者 期 日 金  
も 札 参 争 格 決 第 だ し 日 金  
の 発 加 入 競 第 だ し 日 金  
と 行 者 札 争 の 通 非 国 債 込  
す 分 者 行 札 入 通 非 国 債 込  
る 。 と 第 行 札 入 通 非 国 債 込  
を 第 行 札 入 通 非 国 債 込

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.6}{100} \times \frac{39}{365}$$

(二) 係 所 得 税 が 源 泉 徴 収 さ れ る も の に つ い て  
て 載 又 は 記 録 さ れ る も の に つ い て  
た 金 額 か ら 該 金 額 に 百 分 の 二  
十 金 額 か ら 該 金 額 に 百 分 の 二  
国 債 を 発 行 した 額 にお いて  
者 が 非 居 住 者 又 は 外 国 人 だ る 該

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金額  
十七 償還金額  
十八 元利支額  
十九 払込参加  
二十 払込期日

る場合には、前記(一)の算式により  
算出した金額に当該非居住者又  
は外国法人が適用を受ける所得  
税の税率を乗じた金額を控除  
することができる。  
平成十七年三月十日を支払期  
とし、次の算式により算出した  
金額を支払う。ただし、支払期  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う。以下、  
次号及び第十六号において規定  
する期日について同じ。

$$\frac{\text{簿面金額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十日  
を支払期とし、各支払期におい  
て、その日以前六月間に属する  
利子を支払う。

平成二十一年九月二十日  
額面金額百円につき百円  
日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成十六年十月二十九日